

14 軽油引取税

(1) 軽油の引取数量に関する調

(単位:キロリットル)

区		分	数	量					
引		取	数	量 ①					
引		取	数	量 ①					
課		税	対	象					
と		な	ら	な					
い		数	量	②					
差		引	(①-②)	③					
欠減量	特	約	業	者					
		元	売	業					
	分	1/100	6,351						
	分	0.3/100	359						
計		④	6,710						
課		税	標	準					
量		(③-④)	⑤	748,080					
その他(申告納付等)の分	燃		料	炭					
	化		水	素					
	油		の	販	売				
	量		-						
	軽		油	又	は				
	燃		料	炭	化				
	水		素	油	の				
	販		売	量	-				
	炭		化	水	素				
	油		の	消	費				
量		-							
み		な	す	課					
税		さ	れ	た					
軽		油	の	消					
費		・	譲	渡					
量		441							
そ		の	他	1,199					
計		⑥	1,640						
課税対象と数量	燃		料	炭					
	化		水	素					
	油		の	販	売				
	量		-						
	軽		油	又	は				
	燃		料	炭	化				
水		素	油	の					
販		売	量	-					
炭		化	水	素					
油		の	消	費					
量		-							
み		な	す	課					
税		さ	れ	た					
軽		油	の	消					
費		・	譲	渡					
量		419							
そ		の	他	353					
計		⑦	772						
課		税	標	準					
量		(⑥-⑦)	⑧	868					
合		計	⑤+⑧	748,948					
特別徴収義務者数等	元	売	業	者	本	店	の	数	1
									登
	特	約	業	者	本	店	の	数	64
									登
計	本	店	の	数	65	登	録	数	201
									事
仮	特	約	業	者	本	店	の	数	1
									事

(注)

- この調は、当年度において課税したものについて作成した。
- 「引取数量①」には、法第144条の2第1項及び第2項の規定により課税客体とされる特約業者又は元売業者からの引取りに係る軽油の数量を記載した。
- 「課税対象とならない数量②」には、法第144条の5の規定により課税を免除された軽油の数量、免税証による引取数量及び合衆国軍隊等の引取りに係る免税軽油の数量の合計を記載した。
- 「その他(申告納付等)の分⑧」には、法第144条の2第3項、第4項、第5項及び第6項の規定により課税された軽油等の数量、法第144条の3の規定によりみなす課税された軽油の数量並びに法第144条の22第4項の規定(法第144条の25第5項において準用する場合を含む。)により課税された軽油の数量の合計を記載した。
- 「特別徴収義務者数等」には、令和5年2月末日現在により記載した。この場合、「本店の数」には、本店(本社)が本県に所在するものを記載した。

○ 事務所別内訳

区	分	大河原	仙台南	仙台中央	仙台北	塩釜
特別徴収義務者数	元	-	-	13	5	1
	特	5	16	91	24	10
	計	5	16	104	29	11
引	取	10,686,559	107,920,671	442,147,043	187,548,708	8,568,556
課	税	1,474,190	3,459,919	29,704,397	26,029,515	2,135,356
差	引	9,212,369	104,460,752	412,442,646	161,519,193	6,433,200
申	告	40,732	60,811	213,643	133,989	19,048
合	計	9,253,101	104,521,563	412,656,289	161,653,182	6,452,248
調	定	297,025	3,355,142	13,246,267	5,189,067	207,117

(特別徴収義務者数は、令和5年2月末日現在。)

(2)課税対象とならない軽油に関する調

(単位:キロリットル)

区 分		免税軽油使用者数等	数 量
法第144条の5 関係	輸 出	1	12
	課 税 済 出 米	58	33,068
	小 計 ①	59	33,080
法第144条の6 関係	石 油 化 学 製 品 製 造 業	-	-
法附則第12 条の2の7 第1項関係	船 舶	996	11,894
	自 衛 隊 (機 械 等)	2	369
	鉄 道 用 車 両 ・ 軌 道 用 車 両	3	3,842
	農 業 等	6,809	9,643
	林 業 等	60	2,733
	セメント製品製造業	22	265
	生コンクリート製造業	1	16
	鉱物の掘採事業	87	11,876
	とび・土工工事業	13	825
	鉱さいバラス製造業	-	-
	港湾運送業	11	1,230
	倉庫業	13	168
	貨物利用運送事業	2	29
	鉄道貨物積卸業	-	-
	航空運送サービス業	3	162
	廃棄物処理事業	10	466
	木材加工業	28	1,309
木材市場業	1	6	
バーク堆肥製造業	4	497	
索道事業	7	206	
小 計 ②	8,072	45,536	
アメリカ合衆国軍隊関係③		1	9
外国公館等の暖房用ボイラー関係④		-	-
合 計 (①+②+③+④)		8,132	78,625

(注)

1 「林業等」には、素材生産業を含む。

2 法第144条の5関係及びアメリカ合衆国軍隊関係の「免税軽油使用者数等」欄には、令和5年2月末日現在における該当特約業者等の数を、法第144条の6及び法附則第12条の2の7第1項関係の「免税軽油使用者数等」欄には、令和5年2月末日現在における免税軽油使用者数をそれぞれ記載した。

(単位:リットル、千円)

北部	栗原	東部	登米	気仙沼	県 計
-	-	-	-	-	19
9	6	8	6	7	182
9	6	8	6	7	201
6,877,493	13,125,478	33,861,323	5,938,727	16,740,897	833,415,455
934,184	5,390,743	12,949,653	1,417,171	1,840,006	85,335,134
5,943,309	7,734,735	20,911,670	4,521,556	14,900,891	748,080,321
55,762	8,392	165,891	19,312	150,544	868,124
5,999,071	7,743,127	21,077,561	4,540,868	15,051,435	748,948,445
192,570	248,554	150,467	671,885	483,150	24,041,244